

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（アルミニウム圧延・押出製品製造職種）」に係る意見募集に対して寄せられた御意見等について

令和5年7月24日  
出入国在留管理庁  
厚生労働省

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（アルミニウム圧延・押出製品製造職種）」について、令和3年6月30日（水）から令和3年7月29日（木）まで御意見を募集したところ、本件に関する御意見を2件（※）いただきました。

（※）提出意見の件数は、意見提出者数で計算しています。

お寄せいただいた御意見については、適宜要約等の上、とりまとめており、パブリック・コメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも法務・厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

回答番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	技能実習の対象職種の拡大には反対です。外国人労働の拡充より、はるかに日本国民の就業情勢の改善が急務だからです。	技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的とした制度であり、労働力確保のための制度ではございません。 移行対象職種・作業を追加するには、職種追加を行うとする業界団体が、技能実習制度の趣旨を踏まえた上で、関係業界内の合意、業所管省庁の合意を得て、学識経験者と労使からなる専門家会議の了承を得る必要があります。アルミニウム圧延・押出製品製造職種についても、これらの手続を経て今般移行対象職種・作業に追加されるものです。
2	当初認められていた職種・作業数と、今回の職種追加後の職種・作業数を示してください。また、追加の可否の判断に係る客観的な基準を示してください。	今回の職種追加によって、移行対象職種・作業は、87職種159作業から、88職種161作業となります。 移行対象職種・作業を追加するには、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、学識経験者と労使からなる専門家会議において、

		<p>① 同一の作業の反復のみではないこと</p> <p>② 送出国の実習ニーズに合致すること（修得等させる技能等が技能実習生の本国において修得等が困難なものであること等）</p> <p>③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること</p> <p>等の要件を満たすことについて、了承を得ることとされています。</p>
--	--	---